

新旧対照表 (H30. 11. 1改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第3条 その他 (週休2日制度)</p>	<p><b>第3条 その他(週休2日制度)</b></p> <p><del>本項は、契約工事のうち「週休2日制度」対象工事の場合に適用する。週休2日制度対象工事においては、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する(週休2日制度を選択する場合は契約後、監督員に提案・協議を行い、施工計画書を提出する)ものである。</del></p> <p><del>建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。</del></p> <p><del>天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。</del></p> <p><del>また、現場稼働中の工期〔工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕における休日取得率に応じて下記の表のとおり、工事成績の加点を行う(休日を確保出来なくても減点しない)。</del></p> <p><del>なお、土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、主任技術者)が休日に書類作成を含む内業等に従事することを制限しない。</del></p> <p>※本文「天候や地域～」の「振」に続く「替休日を取得する等、週休2日に努めること。」を加入したのち改定。</p>	<p><b>第3条 その他(週休2日制度)</b></p> <p>本工事は、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。(受注者は契約後、施工計画書を提出する。)</p> <p>建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。</p> <p>天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。(但し、工事成績評定の加点等については、土曜日曜の現場閉所に限定して評価する。)</p> <p>また、現場稼働中の工期〔工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の土曜日曜の現場閉所(以下「現場閉所」という。)の達成状況に応じて下記の表のとおり、工事成績の加点、労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。(休日を確保出来なくても減点しない。)</p> <p>なお、土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、主任技術者)が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</p> <p>&lt;工事成績の加点&gt;</p>

新旧対照表 (H30.11.1改定)

現 行	改 正 前	改 正 後																																							
	<table border="1" data-bbox="383 264 846 464"> <tr> <td>休日取得率</td> <td>加点</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>75%以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>60%以上</td> <td>1点</td> </tr> </table> <p>※休日取得率  <del>—現場稼働中の工期を対象に、土曜・日曜の休日実施日数を土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する（祝日及び悪天候により休日作業を行い振替休日を取得した場合は休日とカウントしない）。</del></p>	休日取得率	加点	85%以上	3点	75%以上	2点	60%以上	1点	<table border="1" data-bbox="1229 264 1693 611"> <tr> <td>現場閉所の達成状況</td> <td>加点</td> </tr> <tr> <td>4週8休以上 (100%)</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)</td> <td>1点</td> </tr> </table> <p>※現場閉所の達成状況          現場閉所日数を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する（祝日及び悪天候により土日に作業を行い振替休日を取得した場合は休日とカウントしない。）          ※考査項目別運用表における主任監督員の創意工夫欄にて加点する。</p> <p>&lt;労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1312 1011 2040 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補正係数</th> <th colspan="3">現場閉所の達成状況</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上 (100%)</th> <th>4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)</th> <th>4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table>	現場閉所の達成状況	加点	4週8休以上 (100%)	3点	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	2点	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)	1点	補正係数	現場閉所の達成状況			4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費率	1.04	1.03	1.01	現場管理費率	1.05	1.04	1.02
休日取得率	加点																																								
85%以上	3点																																								
75%以上	2点																																								
60%以上	1点																																								
現場閉所の達成状況	加点																																								
4週8休以上 (100%)	3点																																								
4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	2点																																								
4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)	1点																																								
補正係数	現場閉所の達成状況																																								
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)																																						
労務費	1.05	1.03	1.01																																						
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																						
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01																																						
現場管理費率	1.05	1.04	1.02																																						

新旧対照表 (H30. 11. 1改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第12条 施工体制台帳</p>	<p><b>第12条 施工体制台帳</b>          施工体制台帳については林野仕様書の規定による。但し、同 施工体制台帳規定の第4項、この場合以下「林野庁直轄工事における施工体制審査・点検マニュアル」は、参考にとどめることとする。</p> <p><del>1 名札の着用          受注者が、建設業法第24条第7号に該当する場合、工事現場ごとに配置が求められる監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び本項受注者(元請)の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は下図を標準とする。</del></p>	<p><b>第12条 施工体制台帳</b>          施工体制台帳については林野仕様書の規定による。但し、同 施工体制台帳規定の第4項、この場合以下「林野庁直轄工事における施工体制審査・点検マニュアル」は、参考にとどめることとする。</p> <p><b>【現場の管理】</b> (建設業法第24条の7に該当する場合)          受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。(平成13年3月30日付 国コ企第3号 一部引用)</p>

新旧対照表 (H30. 11. 1改定)

項目	改正前	改正後
	<p>〈名札の例〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">監理（主任）技術者</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">                     写真  2cm×3cm 程度                 </div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>氏名 ○○ ○○</p> <p>工事名 ○○改良工事</p> <p>工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p>会社名 ◇◇◇◇建設株式会社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">                     印                 </div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">注) 1. 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 2. <del>社印</del>は所属会社の社印とする。</p>	<p>〈名札の例〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">監理（主任）技術者</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">                     写真  2cm×3cm 程度                 </div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>氏名 ○○ ○○</p> <p>工事名 ○○改良工事</p> <p>工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p>会社名 ◇◇◇◇建設株式会社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">                     印                 </div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">注) 1. 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 2. <b>所属会社の社印とする。</b></p>
<p>その他 P 25</p>	<p>第1行目冒頭 「<del>+</del>」</p>	<p>(削除)</p>
<p>P 94～97</p>	<p>森林整備 出来形管理基準 (別表2-3 4葉)</p>	<p>森林整備 出来形管理基準 (別表2-3 4葉) (鮮明なものに差替え)</p>